

会議録

件名	令和7年度第2回大網白里市子ども・子育て支援推進会議
日時	令和8年1月20日（火） 14:00～15:00
場所	保健文化センター 3階ホール
会議参加者	別紙名簿のとおり（出席16名、欠席3名 和志委員、竹内委員、石原委員） 事務局 子育て支援課 北田課長、加藤岡副課長、佐藤主査、山田主査、 大谷地主任主事、藤崎主事
傍聴人	0名
<p>1. 開会（事務局）</p> <p>2. 委員長あいさつ （所委員長） 本会議の委員長を務めさせていただいております、城西国際大学の所でございます。本年も引き続きよろしくお願いいたします。</p> <p>本日はご多忙のところ、令和7年度第2回子ども・子育て支援推進会議にご参集いただきましてありがとうございます。委員の皆様のお力をお借りしながら、円滑に進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、「第3期子ども・子育て支援事業計画の令和7年度実績について」他3件となっておりますので、建設的な意見をいただき、議論を深めて参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>3. 議題 （所委員長） それでは、議題に入らせていただきます。</p> <p>議題（1）「第3期子ども・子育て支援事業計画の令和7年度実績について」事務局から説明いただき、そのあと質疑応答に入らせていただきます。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>●議題（1）第3期子ども・子育て支援事業計画の令和7年度実績について 〔子育て支援課 山田主査より資料に沿って説明〕 【資料1 第3期子ども・子育て支援事業計画の令和7年度実績について】</p> <p>（所委員長） ただいま、事務局の方から説明がございましたが、委員の皆様から、ご意見、ご質問等ご</p>	

ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(松本委員)

実績の数字をご報告いただきまして、増穂地域が少し増えているようなイメージを持ちましたが、全般的にこれから実施していかなければならない課題について、どのように考えているのか教えていただければと思います。

(事務局)

令和7年度の学童保育につきましては、低学年である1年生から3年生を中心にお預かりをしているところです。

また高学年の児童の受入れが困難というところが課題となっておりますので、今現在受入れできるよう検討しております。4年生まで受け入れができない大網、大網東、増穂、増穂北の学童保育室につきましては、令和8年度におきましては高学年をすべて受けられるよう改修等を進めているところでございます。

ご質問の増穂地域では、増穂、増穂北学童保育室の受入れを進めてまいります。

(所委員長)

10ページの学童保育について、特に大網地域で他の学年と比べて2年生がかなり増えていると思うのですが、これは特殊なケースと考えてよろしいですか。

(事務局)

大網地域については、核家族化が進み、就労される方が増えておりまして、特に低学年の利用者数が増えております。

市全体といたしましても、低学年につきましては全員受け入れられるよう、引き続き対応をしてまいりたいと考えております。

(松本委員)

学童保育の管理運営を行う事業者が変わったと認識しているのですが、その質的評価はまだこれからの予定でしょうか。

いろいろな話が聞こえてきますが、質的評価をしっかりとやっていただければと思います。

(事務局)

令和7年4月から株式会社アンフィニが、市内の公設学童保育室及びみどりが丘にある子育て交流センターの管理運営を指定管理者として行っております。

子育て支援課といたしましても、質的評価をどのような形で行っていくかというところは、今検討中ではありますが、毎月定例会議を開催しており、その中で事業計画や事業報告書をもとに、進捗状況等や提案事項を相互に確認をしているところです。

いずれにいたしましても、松本委員からご指摘ありました質的評価につきましても、今後速やかに実施をしていきたいと思っております。

(所委員長)

他に、意見等よろしいでしょうか。

～意見等なし～

それでは、議題（１）につきましては、実績の報告になりますので次に進めさせていただきます。

次に議題（２）「第３期子ども・子育て支援事業計画における乳児等通園支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」の代用計画について」を事務局から説明をお願いします。

●議題（２）第３期子ども・子育て支援事業計画における乳児等通園支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」の代用計画について

〔子育て支援課 山田主査より資料に沿って説明〕

【資料２差替版 第３期子ども・子育て支援事業計画における乳児等通園支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」の代用計画について】

(委員長)

ただいま事務局から説明ございましたが、委員の皆様方からご意見ご質問等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(松本委員)

量の見込みについて、１人当たり月１０時間という上限があると思いますが、資料の量の見込みというのは月１０時間で１７人分と考えてよろしいのでしょうか。０歳児についても１０時間で８人分と読んでよろしいのでしょうか。

(事務局)

こちらの人数につきましては、表の右上に人日/年とあるとおり、未就園児数を月の受入れ時間１０時間で乗じ、国の月の利用時間基準である８時間×２２日、月１７６時間で割った数値となります。

(量の見込０歳～２歳 未就園児 ３１４人×月１０時間 ÷ １７６時間 小数点以下切捨)

(量の見込０歳 未就園児 １４２人×月１０時間 ÷ １７６時間 小数点以下切捨)

確保方策についてはそれぞれの施設の受け入れ人数の方から算定させていただいたものになっております。

(所委員長)

他の委員の皆様からございますでしょうか。

～意見等なし～

それでは、その他ご意見等ないようですので、次の議題に移らせていただきます。

議題（３）「令和８年４月に認可を予定する乳児等通園支援事業の事業者について」、及び議題（４）「大網白里市子ども・子育て支援推進会議条例の一部改正及び令和８年度乳児等通園支援の利用定員の設定について」は関連する内容ですので、一括して事務局からご説明いただき、そのあと質疑応答に入らせていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

●議題（３）令和８年４月に認可を予定する乳児等通園支援事業の事業者について

●議題（４）大網白里市子ども・子育て支援推進会議条例の一部改正及び令和８年度乳児等通園支援の利用定員の設定について

〔子育て支援課大谷地主任主事より資料に沿って説明〕

【資料３ 大網白里市子ども・子育て支援推進会議条例の一部改正について】

【資料４ 令和８年度 乳児等通園支援事業の利用定員の設定について】

(所委員長)

それでは、議題（３）、議題（４）につきまして、委員の皆様方からご意見等いただきたいと思えます。挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(松本委員)

資料４にみどりが丘保育園の定員合計７人と記載がありますが、この７人という数字は先程審議した議題２の「第３期子ども・子育て支援事業計画における乳児等通園支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」の代用計画について」の大網地域の令和８年度の計画にはどのように反映されているのでしょうか。

(事務局)

令和８年度の数値については、令和７年度の５人から６人に増加しており、年度途中で希望する施設があった場合を想定しての数値になっているので、ズレが生じておりますが、資料４の各施設の人数から算出した数字になっております。みどりが丘保育園の７人が直接確保方策の人数に反映されるというわけではございません。

みどりが丘保育園ですと定員７名、実施日が月１０日として×１日８時間、そうすると月５６０時間となります。こちらを先程お伝えした国の月の利用時間基準である月１７６時間で割って計算すると３人となります。６人のうちの３人となります。

(事務局)

補足になりますが、資料4の各施設の定員につきましては、皆様が想像するような同時に利用できる定員を示しておりまして、資料2の代用計画の数字は同時に利用できる人数というわけではございません。

(小平委員)

みどりが丘保育園は令和7年10月、子育て支援館は令和7年11月からと書いてありますが、わかる範囲でどれぐらい利用者がいたか聞いてもいいですか。

(事務局)

みどりが丘保育園については、まだ実際に利用した方はおりません。

子育て支援館につきましては、12月に1名の方が2回利用されております。

今年はまだ利用者がいないので、2施設合わせて現在1名、2回の利用があったという状況になります。

なお、利用者は1名ですが、各事業所を利用する前に、子育て支援課に申請をしていただいておりますが、そちらについては15名以上の方に登録いただいておりますので、登録はしているが、まだ利用にはつながっていないという方が多いのではと考えております。

(小平委員)

定員数について、みどりが丘保育園は7人とありますが、7人同時に利用があっても対応しきれられるのですか。現実的ではないと思ったのですが。

(事務局)

こちらの利用定員については、最大の受入れ人数として、定めさせていただいております。例えば、一時預かりで2名の利用者がいた場合は、5人を上限として、こども誰でも通園制度の予約枠を設けております。

また予約枠については、職員の配置状況など事業所の状況に応じた設定をしていただき、一時預かりの予約がなく、職員も揃っているという場合の最大の受入れ人数として、利用定員の設定をしております。

(所委員長)

他に、委員の皆様からございますでしょうか。

～意見等なし～

ご意見等ないようですので、本日の議題は以上となります。

その他、何か委員の皆様方からございますでしょうか。

ないようでしたら進行を事務局にお返しいたします。

ご協力、ありがとうございました。

6. その他

(事務局)

次第の「その他」ですが、事務局よりご報告がございます。児童福祉法改正に伴う虐待認定の審議会等への報告についての内容をご説明申し上げます。

●その他 児童福祉法改正に伴う虐待認定の審議会等への報告について

[子育て支援課山田主査より資料に沿って説明]

【資料5 児童福祉法改正に伴う虐待認定の審議会等への報告について】

(事務局)

今の点について何か確認したいことや質問等ございますでしょうか。

(松本委員)

通報制度は、何か取り決めがありますか。

(事務局)

通報につきまして、基本的には所管行政庁への通報になります。

施設に従事されている方、若しくは保護者の方が、県若しくは市等に報告をいたします。

所管行政庁においては、一般的な認可保育所については県が所管行政庁となり、放課後健全育成事業、家庭的保育事業等、乳児等通園支援事業については、市が所管行政庁となります。通報があった場合は、所管行政庁で虐待の有無等の状況確認をさせていただき流れになり、その後、認定結果をこちらの子ども・子育て支援会議の中で、報告をさせていただきます。

(事務局)

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

～意見等なし～

無いようですので、資料5の説明につきましては以上となります。

続いて、事務局よりご連絡申し上げます。

今回の会議ですが、教育・保育の量の見込みを取りまとめ、6月ごろに開催する方向で検討しております。

委員長、副委員長と協議のうえ、日程を決定させていただき、別途開催通知でご案内させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

7. 閉会 (事務局)